

平成二十年一月四日提出
質問第三七五号

国際交流基金海外事務所の本部に対する業務報告に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

375

国際交流基金海外事務所の本部に対する業務報告に関する質問主意書

外務省所管の独立行政法人である国際交流基金の海外事務所十九カ所のうち十の事務所（以下、「海外事務所」という。）が、二〇〇四年度と二〇〇五年度に渡り理事長名の内部通達に反し、本部への業務報告（以下、「報告」という。）を怠っていたと二〇〇七年八月十四日の新聞で報道（以下、「報道」という。）されている。右を踏まえ、以下質問する。

一 国際交流基金及びその海外事務所の設立理念及びその果たすべき役割について説明されたい。

二 「報道」にあるように、「報告」を怠っていたとされている「海外事務所」はどこか、また、それぞれの責任者の氏名を全て明らかにされたい。

三 「報道」によると、二〇〇四年度は八カ所、二〇〇五年度には七カ所が「報告」を怠り、ニューヨーク事務所、ローマ日本文化会館、シドニー日本文化センター、サンパウロ日本文化センター、ブダペスト事務所の五カ所は、両年度とも「報告」の一部を出しておらず、更にローマ日本文化会館等六カ所は二〇〇四年度中に一度も「報告」を行っていないかったとのことである。また、「報告」の提出された内容についても、インターネットの記事を丸写ししただけのものや、運営費の支出額が記載されていないもの、更に

は実施した事業の評価についてもたった数行のみの記述に留まっているものがあるとのことであるが、右の様に「報告」がなされていない、また、なされたとしても極めてずさんでいい加減な形でなされていた理由はなぜか。

四 国際交流基金の直近五年の収支状況につき、明らかにされたい。

五 四の国際交流基金の収入において国からの交付金は何割を占めるか。

六 所轄省庁として、「報道」の内容を受け、外務省は国際交流基金にいかなる指導をしているか。二〇〇三年に独立行政法人化したとはいえ、国から多額の交付金を受け取っており、また一の設立理念及び果たすべき役割を鑑みても、「報告」を怠っていた「海外事務所」並びに国際交流基金本部に対して厳しい指導を行うべきであると考えるが、外務省の見解如何。

右質問する。